

第6期第3回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和4年11月21日(月) 午前10時00分から正午まで
会議形式	対面形式(横浜市庁舎18階 なみき18・19会議室(WE B形式を併用))
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	環境創造局
開催形態	公開(傍聴者0人、取材0人)
議 題	「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」の現状等について
議 事	別紙「議事録」のとおり
資 料	<p>【資料1】「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」の現状等について</p> <p>【資料1-1】横浜みどりアップ計画 [2019-2023] 3か年(2019年度～2021年度)の事業・取組の評価・検証</p> <p>【資料1-2】横浜みどりアップ計画3か年の評価・提案(案) (横浜みどりアップ計画市民推進会議 2021年度報告書(案)より)</p> <p>【資料1-3】これからの緑の取組の検討の方向性について</p> <p>【資料1-4】これからの緑の取組の検討の方向性について これまでの取組の成果・課題</p>

第6期 第3回 横浜市税制調査会 議事録

令和4年11月21日(月)

午前10時00分から正午まで

横浜市庁舎18階 なみき18・19会議室(WEB形式併用)

<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより第6期第3回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところも出席いただきましてありがとうございます。本日は現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、ここ数年、対面形式での開催ができていないことを踏まえまして、対面での開催とさせていただきます。ただし、柴先生と望月先生につきましては、都合によりましてZoomでご参加いただいております。</p> <p>それではまず会議の開会にあたり、定足数についてご報告いたします。</p> <p>税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされており、本日は皆様のご出席いただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の税制調査会ですが、「横浜みどりアップ計画2019-2023」の現状等について、環境創造局から報告を受け、ご議論をいただきます。環境創造局から資料に沿って、議事の中でご説明させていただきます。</p> <p>続きまして、本日の会議の公開についてですが、調査会の会議は要綱第8条の規定により公開するものとするかとされておりますが、これにかかわらず、同要綱第10条の規定により調査会の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。</p> <p>座長、いかがいたしましょうか。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。今回の資料を拝見する限り、環境創造局さんの出されている資料も含めて非公開にする理由はないかと思っておりますので、公開という形でやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは公開とさせていただきます。</p> <p>では、早速議事に入りたいと思っておりますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。青木座長、よろしく願いいたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。新型コロナウイルスの感染状況が、予想が厳しくなってきましたが、年末に向けて気をつけていきたいと思っております。できれば次回も対面開催を考えております。よろしく願いいたします。</p> <p>本年度、個人住民税について本調査会で深堀をしてきましたが、今回はちょっと中断をしまして、現行の横浜みどりアップ計画の振り返りということで、今回は現状をお聞きをする会ということになります。次回、改めて次期みどりアップ計画のご説明をいただける予定になっております。</p> <p>横浜みどり税については、我々からしますと、特に川端先生と私と柴先生、望月先生、当初から議論に参画している人間からすると、制度を検討するときにはかなり真剣に議論をして、現地の見学に行ったり、色んな方に意見を伺ったりということで制度を検討してきました。横浜みどり税ももう3期ということになりますので、その先どう考えるのかということ、改めて今日、委員の先生方からご意見をいただきつつ、次回に環境創造局さんが準備をいただくという会にしたいと思っております。</p>

	<p>それではまず、横浜みどりアップ計画について、資料1-1、1-2、1-3、1-4もご用意いただきました。まずはご説明をお願いします。</p> <p>本来ですと、理事の橋本がご挨拶する予定でしたが、所用により欠席となっておりますので、私の方からご挨拶させていただきます。</p> <p>本市の環境行政の推進に関しまして、日頃からご協力をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>今、座長からもありましたように、みどりアップ計画は、3期目の4年目ということで、平成21年から開始して14年目という時期を迎えております。これまで、横浜みどり税を最大限に活用させていただくことで、緑の保全・創出が大きく加速をして、強力に取り組が進められまして、横浜の貴重な財産である樹林地や農地が確実に担保されるということで、緑の減少にも歯止めをかけることができているというふうにご考えております。また、税制調査会の委員の皆様には、これまでの計画の成果や事業の妥当性を、常に厳しくゼロベースでご議論・ご審議をいただきまして、計画の策定もされてきたというところですので。これによりまして、繰り返しになりますが、緑の保全・創造は着実に進めてこられているということで、改めて厚く感謝申し上げます。引き続き、忌憚のないご意見、積極的なご議論をいただきますようお願いいたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、説明につきましては、担当課長からさせていただきます。</p> <p>環境創造局政策課みどり政策調整担当課長の岩間と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。説明させていただきます。</p> <p>早速ですが、資料1のA4のペーパー「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」の現状等について」をご覧ください。</p> <p>2019年度から取り組んでいる「横浜みどりアップ計画」は、2022年度に4年目となります。今回、2021年度までの3か年について、事業・取組の評価・検証を行いましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>また、緑の保全・創造は、長期的な視点を持ちながら継続的に取り組む必要があるため、2024年度以降の緑の取組について検討を進めておりますので、「これからの緑の取組の検討の方向性」についてもご説明させていただきます。</p> <p>まず、現在取り組んでいる「横浜みどりアップ計画」について説明いたします。</p> <p>資料1-1「3か年（2019-2021年度）の事業・取組の評価・検証」の冊子をお手元にご用意ください。</p> <p>内容につきましては、この後ご説明する「これからの緑の取組」と重複する部分もございますので、ここでは、計画の概要と取組状況について簡単に説明させていただきます。</p> <p>1-3ページ「計画の方針」をご覧ください。</p> <p>計画の理念は、「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」とし、その下に5か年の目標として、四角内に示しておりますように緑の保全・創造に係る3つの項目を掲げております。</p> <p>この目標の実現に向けて、計画の柱として、ページ下段に移りますが、森・農それから緑、花の3つの計画の柱と、「効果的な広報の展開」に取り組んでいるところです。</p> <p>また、1-6ページに飛びますけれども、「横浜みどりアップ計画市民推進会議」についてですが、公募市民や学識経験者などからなる附属機関として、計画の評価及び意見・提案や市民の皆様への情報提供などを行っていただいております、これも踏まえて</p>
<p>政策調整部長</p>	
<p>みどり政策担当課長</p>	

本市としてみどりアップ計画の取組・事業の評価・検証を行っております。

3-1ページをご覧ください。

3か年の事業の取組の実績と評価・検証についてご報告いたします。

1ページおめくりいただきまして、評価の考え方ですが、上のほうから、ア 進捗状況の評価として、全27の取組ごとの、5か年の目標及び計画事業費に対する3か年の進捗並びに執行率について、囲みの中にありますとおり、◎（にじゅうまる）、○（まる）、△（さんかく）の3段階で評価しております。

次に、イ 3か年の総合評価としまして、「ア」に加え、計画全体としての5か年の目標に対する貢献も含めまして、総合的に評価を行いました。その下の囲みの中にあるとおり、「A 計画を上回る成果」、「B 概ね計画通りの成果」、「C 計画を下回る成果」の、3段階で評価を行っているものです。

ページをおめくりいただきまして、3-4ページ下段をご覧ください。柱別の総合評価の集計となっております。今ご説明しました評価方法に基づき全27の取組について評価を行った結果、Aとした取組が9、Bが18となっております。計画全体として、概ね順調に進めることができたと考えております。

少しページが飛びまして、3-96ページをお開きください。

3-96ページからは「3か年の事業・取組の実績の一覧」を、3-99ページからは、「事業費についての一覧」をそれぞれ掲載しております。

さらにおめくりいただき、3-102ページになりますが、3か年の事業費・みどり税の執行状況についてご説明します。上段から2つ目の、黒い太線で囲われた「事業費総計」をご覧ください。一番右の列に、5か年の計画事業費502億1,400万円に対して、その左にあります。3か年事業費の執行額の合計は285億5,000万円で、このうち横浜みどり税を86億100万円充当しております。その下には、計画の柱別の3か年の事業費総額を掲載しております。事業費およびみどり税の執行状況については、全体で、概ね当初計画通りとなっております。

なお、「みどり基金残高」については、一番下の表のとおり、2021年度末時点で、8億2,700万円となっております。

続きまして、横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動実績、それからみどりアップ計画の3か年の評価・提案についてご報告します。

資料1-2の「横浜みどりアップ計画市民推進会議 3か年の評価・提案（案）」の5ページをご覧ください。

まず活動についてですが、1つは、「ア 横浜みどりアップ計画に対する評価及び意見・提案」ということで、「全体会議」、それから計画の柱ごとに設けられた「施策別専門部会」、事業を実施した現場を視察する「調査部会」を開催し、緑色の四角にあるとおり「報告書の発行」を行っています。

2つ目は、「イ 市民への情報提供」ということで、「広報・見える化部会」が、広報誌「Yokohama みどりアップ Action」の発行や、「森づくり体験会の案内チラシ」を発行しております。

次に、20ページをご覧ください。

市民推進会議によるみどりアップ計画3か年の評価、提案の概要について記載していますが、本日は時間の関係で、下線部の部分を中心にご説明いたします。

「計画の柱1：市民とともに次世代につなぐ森を育む」については、
・コロナ禍により土地所有者への丁寧な働きかけを継続したことについて評価いただきました。

それから、

- ・引き続き森の魅力を高める管理を進めるとともに、維持管理助成についても、土地所有者が安心して樹林地を持ち続けられる支援を期待すること

「計画の柱2：市民が身近に農を感じる場をつくる」については、

- ・土地所有者や農家等への粘り強い働きかけの結果、着実に取組を進めていることを評価すること
- ・家庭菜園や農体験などへのニーズが高まっているなかで、市民が農にふれあう場が増えていくことを期待すること

「計画の柱3：市民が実感できる緑や花をつくる」については、

- ・地域活動が支える質の高い緑や花の取組が一層発展し、市内外へのアピールにつながることを期待すること

次のページになりますが、

「効果的な広報の展開」については、

- ・若年層が認知しやすい広報ツールを積極的に取り入れること

といった、評価・提案をいただいています。

以上が横浜みどりアップ計画 3か年の評価・提案についての説明となります。

ここまでは、3か年の事業・取組についてご報告いたしました。続いて、2024年度以降の「これからの緑の取組の検討の方向性」についてご説明いたします。

資料1－3をご覧ください。

「これからの緑の取組の検討の方向性」について、表面については、左側に「(1) これまでの取組の成果・課題」、右側上段に「(2) 取組に寄せられた声」として先ほどの市民推進会議や市会からのご意見をまとめております。下段には、「(3) 近年の社会情勢の変化等」を記載しています。

横浜みどりアップ計画を始めた2009年度からの取組の成果と課題を中心に、内容の補足を含めまして、別資料にまとめております。資料1－4をご覧ください。

スライド2枚目ですが、柱1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」では、みどりアップ計画開始以降の13年間で、1,013haを指定しました。

スライド3枚目に移ります。横の棒グラフの青で示していますが、これまでに着実に実績を積み上げてきて、保全対象樹林地の半分を超えたところですが、未指定の民有樹林地が、1,394ha、オレンジで示していますが、残っているという状況です。

スライド4枚目になります。特別緑地保全地区ですけれども、指定面積、地区数ともに他の政令市を上回っています。表は、特別緑地保全地区の全国と指定面積上位5つの政令市について記載していますが、横浜市が多いという状況になっています。

スライド5枚目に移ります。指定については、計画開始以降、対象地を連担させながら、より大きなまとまりを形成してきております。一方で、近年では、指定推進に伴い、未指定の民有樹林地は、小規模化しており、きめ細やかな指定が増えている状況です。

左の写真は、対象地を連担させながらより大きなまとまりを形成している事例ですが、青色が既に指定している保全樹林地、赤色が現計画で新規指定した場所になっており、つながるような形で指定を進めているとことが見て取れるかと思えます。

右の図は、駅にほど近い、市街化区域内に残る貴重な緑地ですが、すでに市が持っている緑地となっている青色で囲われている既存の特別緑地保全地区に、赤色で囲われた部分が、連担する緑地と維持管理のために必要な樹林地へ至る通路を含めて指定した事例です。

6枚目のスライドに移ります。指定が進む一方で、近年でも継続して宅地開発や土地の転換が起きているという状況で、樹林地が他の用途に転換された事例を2つ挙げております。1つは、市街化区域において戸建住宅への開発が行われた事例が航空写真の左右でご覧いただけるかと思えます。

7枚目のスライドは、2つ目の事例が、市街化調整区域において、市民の森隣接地が、墓苑に転換された事例です。

では、8枚目のスライドに移ります。

樹林地の買取りについては、計画開始以降、みどり税による安定的かつ機動的な財源を確保したことで、樹林地の買入れ申出に着実に対応することができ、下のグラフにもあるとおり、138.2haの樹林地について買取りをしております。不測の事態等での買取り対応を着実に行っているという（樹林地の所有者側の）安心感がありますので、緑地保全制度の指定も進んでいるところです。

なお、指定の推進により、買取り対象となる民有樹林地は、令和2年度末で444haほどとなっています。

9枚目のスライドに移りますが、これらの取組の推進により、平成21年の計画開始以降、樹林地の減少が鈍化しております。下のグラフは、山林課税面積の減少量の推移を示しています。みどりアップ計画の効果を見ることができます。

続いて10枚目のスライドですが、保全した樹林地の維持管理について、横浜の樹林地は、大半がかつて里山として人為的に維持されてきたものであり、時代と共に住宅が近接し、管理が放棄されてきたという経緯があります。

そのような樹林地について、利用者や樹林地周辺の安全にも配慮し、下の写真にもありますが、周辺と調和した良好な森づくりを進めております。

11枚目のスライドに移ります。指定した民有樹林地においても、維持管理助成の申請件数は目標件数を超える数値となっており、その必要性が高まっているところで、所有者にとっても維持管理に費用と手間がかかること等が課題になっていることが、わかっております。

こうしたなかで、スライドの12枚目ですが、計画以降、維持管理に関する事業費は、計画当初から増加しており、みどり税を活用しながら、保全された樹林地について良好な森づくりを進めているという状況です。

13枚目のスライドは、市民のニーズについてのデータになります。

新型コロナウイルスの感染拡大を通して、身近な緑に対するニーズが高まっており、そのなかでも、本年度実施した横浜の緑に関する市民意識調査では、下のグラフにあるとおり、森や農、まちなかの緑、花について、濃い青で示しているのが現在行っていること、薄い青で示す今後行ってみたいこと、いずれにしても「森の散策、ウォーキング」へのニーズが高いという結果があり、保全した樹林地とのかかわりが求められていることがわかります。

14枚目のスライドからは、柱2に移ります。

「柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる」では、市内の水田の作付面積の約9割にあたる112.2haを保全することができています。水田は本市においては、美しい田園景観を保ち、雨水の貯留・涵養機能も果たすなど貴重な環境となっています。

15枚目のスライドに移ります。水田に関しては、本年度実施した土地所有者意識調査において、下のグラフにあるとおり、水田を維持していくうえで課題に感じることで、「後継者の育成」「収益性の確保」稲作用の「機械への支援充実」が高い状況となっております。水田を維持するために、収益性が低い中で、後継者の育成や機器

導入への支援の充実が求められている状況になっています。

16枚目のスライドに移ります。

農とふれあう場づくりについてですが、計画開始以降、収穫体験農園や農園付公園の開設が進み、全体として表の右下に書いてあるとおり、約63haの農園が開設されています。

赤字で記載したものが、横浜みどり税を充当した事業となります。

17枚目のスライドに移ります。

「柱3 市民が実感できる緑や花をつくる」では、地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創る「地域緑のまちづくり」が、計画開始以降62地区で進展しています。

18枚目のスライド、最後に、横浜市の市政運営、それから政策立案の基礎資料として活用することを目的に毎年行われている、横浜市民意識調査の令和3年度の結果を掲載しております。

今後の横浜のまちについて、「医療体制が充実している」に次いで、「豊かな自然がある」となっておりまして、身近な自然への意識が高いことがうかがえます。

以上が、これまでの取組についての補助資料を用いての説明になります。

それでは、資料1-3の裏面で説明させていただきます。

今ご説明したとおりの課題と対応を踏まえ、水色の枠で示していますが、(4)「これからの緑の取組の検討の視点」を整理しております。「① 緑豊かな横浜の環境を次世代に引き継ぎ、魅力的なまちづくりにつなげていくため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、計画の理念、基本的な枠組みや主な取組は継承」すること、「② 保全・創出した緑の良好な育成、活用を進め、緑の質を高めることで、緑のストック効果を発揮させる」こと、「市民・企業が緑の魅力を実感できるきっかけを広げ、緑との関わりにつなげる取組を強化」すること、以上の3点を視点としてまとめています。

これらの検討の視点を踏まえ、「(5) 柱ごとの方向性」を整理しており、「① 森の保全・育成・活用に関する施策」は、これからの緑の取組としても最も重要で根幹となる施策と考えており、

- ・多様な機能を効果的に発揮する大きなまとまりの樹林地の保全
- ・樹林地を周辺の安全にも配慮しながら良好に育成することで活用の場や機会を創出し、森に親しむ取組の充実

を検討していきます。

そして「② 農に関する施策」では、

- ・市域の貴重な緑として、農地の保全を推進
- ・人材や施設などの地域の資源を活かしながら、市民が農をより身近に感じる機会の創出を

「③ 緑花に関する施策」では、

- ・市民の実感につながる緑や花による魅力・賑わいの更なる創出

を検討していきます。

「④ 効果的な広報の展開」については、

- ・緑の取組に対する理解を広げ、市民の主体的な参加につなげ、
- ・各柱の緑の取組の広報を総合的に展開

することを検討していきます。

以上が、柱ごとの方向性として、現在検討している内容です。

最後に、右上の「2 今後のスケジュールについて」ですが、本日いただいたご意見などを踏まえ、令和5年1月以降に、税制調査会に「これからの緑の取組（素案）」

	<p>をご報告したいと考えております。</p> <p>以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
座長	<p>はい、どうもありがとうございました。簡潔にご報告いただきましたので、審議の時間が十分にとれるかと思ひます。まずは、委員の先生方からご質問等々なんですけど、先ほども冒頭で申し上げましたように、第3期が終わろうとしていてすでに13年経っています。ですので、長期的な成果も含めて、どうしても直近3か年のということが柱にはなるわけですけども、我々が提案した3年前、その時からの成果が果たしてどうなのかという観点も含めてご質問をいただければと思ひます。</p>
委員	<p>それでは、最初なのでマクロ的かというと、ざっくり全体でお伺ひしたいと思ひます。これまで13年やってきて、それから3期目が数年残っていて、ずっと同じことをやってきたわけでもないだろうし、市としても市民推進会議でも同じことを繰り返そうと思っていたわけでもないと思ひますね。例えば1期目はどういうことを重点的に、2期目はそれがどう変わって、次にどういう点を重点的に、それが3期目にどういうふうにならなかってきて、今日に至って得られたもの、それから、まだ得られていないもの、そういうことを教えていただけますか。</p>
政策調整部長	<p>今回の報告は現行計画の3年について行いましたが、13年間という横浜みどり税導入当初からということなのですが、1期目に関しては、横浜みどり税導入の一番核たるところで横浜みどりアップ計画の根幹という言い方をさせていただいておりますが、やはり危機的に無くなっていく緑をいかにして減るのを食い止めていくのかを一番の中心としておりました。そのため、樹林地の保全について、先ほどの説明の際に13年分の棒グラフでお示ししたとおり、かなりのスピード感を持って樹林地の保全を進めてきたのが、1期目の重点的な取組だったと考えております。</p> <p>1期目から2期目に関しては、樹林地の保全は継続的に取り組んでいく必要がある根幹ではあるのですが、おそらく2期目から3期目についてもほぼ同じことが言えるかと思ひますが、樹林地の保全は、制度で指定して買取りを行ったところでも、市民の皆さんの目にはあまり届かない部分があるため、市民の方に実感できることが必要であるといったご指摘がありました。そのため、1期目から2期目については、市民の皆さんが実感できるように、緑を増やす取組を拡充していきました。そのため、事業費や横浜みどり税の充当の割合についても、若干その樹林地の保全の割合を減らして、緑をつくる場所に充ててきました。</p> <p>2期目から3期目に関しては、緑地保全制度による指定や樹林地の保全の必要性は引き続き残っており、根幹としての位置付けも変わらないのですが、取組としてはある程度進んではきています。そのなかで、緑のストックが増える中で、維持管理の面も厚くしてきました。特に樹林地の保全は、緑地保全制度で指定し、最終的には公有地化をする、そこに横浜みどり税を活用し、確実に担保していくということですが、別の視点でいいますと、土地所有者の方に制度指定を受けて引き続き所有していただいたまま保全をし、相続の発生時等に市が取得することで対応する。そのため、土地所有者になるべく継続して持っていただくために、維持管理の助成を厚くしてきたといった経緯があります。</p> <p>そのほかでは、緑化については、2017年に全国都市緑化フェアを市内で開催したことも契機に、緑を実感できるという観点で、緑を花なども入れながら充実させてきました。13年実施してきて、緑地保全制度の指定、樹林地の保全という本当の根幹につきましては、課税面積での樹林地の量としては、みどりアップ計画以前では年間5、60ヘクタールくらい減少していたのが、年によって多少差はありますが、一桁くらい、</p>

	<p>10ヘクタール前後くらいに下げ幅が圧縮できてきたのが、一番の成果かと考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。もう少し細かいところを伺いたいのですが、資料1-1の中の3-99で事業費の累計といった資金面を整理していますが、前のほうのページにある事業評価、A評価とかB評価といったものが書かれていて、3-3ページあたりから総合評価の一覧表も載っていると思うのですが、資金面と事業評価の関係はどのようなになっているのでしょうか。</p> <p>お金がかかれば結果がいいのは当たり前だと一般的には捉えるわけです。例えば、A評価を受けている事業は重点的に、予算段階でも手当をしていたとか、あるいは実際の事業内容としてお金がかかってしまったとか、何かA評価を受ける金銭的なのか財政的な理由があるのでしょうか。あるいは、担当者が頑張ってコストパフォーマンスが良かったからA評価になっているのか。</p> <p>逆に、資金面から見ると、例えば3-99ページ以降の数字でいうと、2019年度の決算ベースでは柱1が8,154百万円、柱2が563百万円、柱3が2,093百万円となっていて、分野によって全然数字が違います。この数字の見方について、例えば柱1にこれだけたくさんのお金を投じたから柱1のパフォーマンスが良かった、逆に例えば、柱3についてはその4分の1だったのでパフォーマンスについても4分の1ぐらいで、投じた資金相応の結果になっているとみればよいのか。事業評価と資金面の相関関係をどう理解したらいいのでしょうか。そういう説明もこの資料には入れていただいたほうが、読む方からするとわかりやすいと思うのですが、まず口頭で教えていただけますか。</p>
政策調整部長	<p>今ご質問いただいた資料1-1の3-99ページから101ページまで柱ごとの事業費の大小と、パフォーマンスとか評価についてはあまり相関がありません。樹林地の買取りが事業費として一番多く、計画時点からこれくらいのバランスになっていますし、実際の実行ベースでもこれくらいのバランスになっているとご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>施策ごとではどうですか。</p>
政策調整部長	<p>施策ごとの評価でいいますと、3-2ページの評価の考え方というところが今のご質問のお答えになるかと思えます。</p> <p>事業費とその成果ということでいいますと、このアのところ、「進捗状況の評価」として、27の事業・取組ごとに事業の目標に対してのパフォーマンスといいますか、計画通りに進んだのか、計画より進んでいなかったかということ、事業によっては定量的な評価項目があるものとないものがありますけれども、アウトプットとしてどれくらいできたかというところを、まず評価しています。</p> <p>また、27の取組ごとの5か年の目標及び計画事業費に対する進捗状況や執行率についても評価をしており、下の囲みにありますように、計画に対して60%、要するに5年計画の3年目なので60%ということになります。60%以上だったのか、及第点ぐらいの40%以上なのか、40%未満だったのかということで、事業費と事業量、両方からここで評価しています。</p> <p>それに加えて、定性的な評価で施策、事業・取組をしてきたことが市民の皆さんにとってプラスになったのかを評価をした上で、ABCの総合評価にしています。</p>
委員	<p>そうすると、3-2の「ア 進捗状況の評価」の27の取組ごとの、「5か年の目標」が事業量、後半部分が計画事業費で、その二つの面で評価したということですが、その二つの面をどういうウエイトで配分して評価しているのか、あるいは評価において</p>

		<p>どういう関係になっているのですか。</p> <p>私が伺いたいのは「予算の内の何%をその年度で使ったか」ではなかったのですが、今回説明のあった評価では、事業の出来の良さではなくて「計画通りにやれたのか」あるいは「計画よりも前に進んだのか」が評価の基準になっているということなのですね。</p>
政策調整部長		<p>はい。「ア 進捗状況の評価」について、まず定量的な評価をするというところはそういうことです。</p>
委員		<p>それって、事業評価なのですかね。</p>
座長		<p>この点は大事なところですので、他の方もご質問あればお願いします。</p> <p>これは、あくまでも自己評価ですので、いわゆる事務事業評価になりますので。</p>
委員		<p>ええ、もちろんそうですね。</p>
座長		<p>2000年代前半の行革ブームのときに、事業評価の話を各地方自治体でやりましたが、事業評価は個票でも出して説明しない限り信用性に疑問を持たれるのではないかと思います。私もこの評価・検証の資料を見て、誰が評価しているのだろうかと、最初はわからなかったです。いわゆる事務事業評価的な、しかも定性的な評価まで入ってくるとなると、恣意的な評価になってしまうこともあります。また、もう一つ言えば、定量的な評価であっても、ベンチマーク、目標が正しいのかも大いに議論されるところになりますので、この部分は丁寧に説明していただかないと、疑念を持たれてしまいかねません。他の先生、いかがですか。</p>
委員		<p>私も、まさに一番最初にしたかった質問が、誰が評価したかということでした。</p>
座長		<p>みんなその点を疑問に思っています。</p>
委員		<p>ベストなやり方は第三者評価、全くこの事業に関わっていない、ニュートラルな人が評価することだと思いますが、この「3か年の事業・取組の評価・検証」はあくまでも環境創造局の担当者が行ったという理解でいいですか。</p>
政策調整部長		<p>はい。おっしゃるとおり純然たる自己評価になります。ただ純然たる自己評価ではありますが、毎回市会にご報告し、チェックしていただいているものです。</p> <p>横浜みどり税の導入の際にあわせて設置をご提案いただいた市民推進会議は、事業の進捗状況を見ていただくことと、市民目線で広報するという大きな二つの目的があって設置している附属機関になりますので、その会議の報告書を作るにあたり、私どもの自己評価をすべて説明した上で、かつ現地視察等もしていただいた上で、評価していただく仕組みでやってきております。</p>
委員		<p>わかりました。私の質問の趣旨としては、税制調査会として、横浜みどり税との関わりで質問をしているので、その第三者評価かどうかという文脈とは違うのです。</p> <p>私の関心としては、例えば「1億円かかる事業を1千万円でやりました。結果は、市民に対するサービスという意味では同質です」ということであれば、高評価を受ける。逆に「1億円でできる事業を3億円もかけてしまったが、市民からは好評を得ました」という場合、好評を得るのは当たり前どころか、無駄金を使っているということだからマイナス評価を受けなければならないだろう、と。そのようにこの評価ができていいのか。事業費と評価の高低はどういう関係になっているのかが、今回の資料には書いていないのでお伺いしたのです。</p> <p>要するに、横浜みどり税をどのくらい効率的に使っているのか。設定した目標に対する達成率はどれくらいなのか。目標を達成し、しかもコストが安かったのであれば大いに褒められるべきだし、逆にお金がかかったけど成果はいまいちであったとすれば、そもそもそんな事業をやるべきだったのかを振り返る必要がありますよね。そう</p>

	<p>いった資金面と結果の相関関係がわかりにくいということを言いたかったのです。</p>
座長	<p>委員のおっしゃるのは正論なのですが、なかなか役所の世界ではその感覚だと思います。計画が達成できたかどうかが一番ベーシックな評価基準になっているのが行政の世界だと思います。その上で、市民推進会議、我々の提案で作っていただいたのですが、市民推進会議においてきちんと市民目線で評価してもらおうということを提案しています。市民推進会議で客観的に評価していただくのが一番良いと思うのですが、市民推進会議の状況はどのような感じなのでしょうか。</p>
委員	<p>事業の評価についてですが、まず議論の前提として二つ考えておかなければいけないことがあります。</p> <p>まず、1つ目として、税制調査会においては横浜みどり税の評価がどうだったかを議論できるような資料を出す必要があるということです。</p> <p>座長はよくご存知のとおり、横浜みどりアップ計画の事業費の中で横浜みどり税が使える事業と使えない事業を、横浜みどり税の創設のときにきちんと区別してあります。</p> <p>横浜みどり税は、環境を改善するために市民に対して必要な費用を税金として負担してもらうのですが、個別的な奨励的な事業にはみどり税は使えないということをきちんと決めてあるのです。だから、農に関する事業などが横浜みどり税の対象になってないのは当然のことで、だから事業費を組むときに市民の皆さんの環境を改善するための事業に手厚くするということが事業費の組立てのところで、きちんと仕分けされているということ、まず理解しておく必要があるのですが、今回の資料ではそういったことを説明していない。事業費の執行状況と事業の進捗状況だけで評価してしまうと、横浜みどり税の評価にはならないというご指摘は、至極当然の話だと聞いていました。ですから、横浜みどり税創設当初の報告書に基づく、やはり基本的な指針をあらためて見せていただくのが大事だと思います。</p> <p>二つ目は、今回報告していただいた資料1-1は、環境創造局のまさに自己評価であって、この資料は税制調査会用に作られた資料ではない。行政組織の中の評価であって、この評価について報告する先は議会であるべきで、そのための資料だと理解するものだと思います。そのため、自己評価という形で報告資料が作成されている。</p> <p>それから資料1-2として市民推進会議の評価の資料が出されています。この市民推進会議については、第三者評価をするような権限は基本的にはないのです。つまり、議会において認められた第三者評価の組織として設置されているわけではなく、あくまでもみどりアップの取組について市民目線で評価をし、意見や提案するという、あくまでもサブ的な組織なのです。だから資料1-2の報告書については、サブ的な委員会の報告であるというふうに理解することが必要だと思います。</p> <p>横浜みどり税の創設の際、何が横浜みどり税の対象になるべきで、何が対象とならないのかという議論をやりましたが、これの視点は非常に重要だと思っています。横浜市では、事業費を組むときにその議論を踏まえて非常にしっかりと仕分けされていて、全く崩さず守っているところは感心しています。</p> <p>国において森林環境税を新たに作りまし、各県でも、森林環境の保全等を目的とした税金を作ったのですが、きちんとこういう形でチェックをしているケースはほとんどない。横浜みどり税のように、どういう形でどういうふうにお金を使ったのかということが、市民に対して報告されていない。横浜みどり税の場合、市民推進会議という市民目線で説明する場が設定されて、説明に対して市民の皆さんから意見が出されるという場が用意されたことは大きな意義があると思っています。〇〇さんが</p>

	<p>「こういう仕組みを絶対に作らなきゃ駄目だ。市民に対して情報提供する仕組みとして、サブ的な組織なのだけれど作っておくことが、横浜みどり税をきちんと行政に活かしてもらうためには絶対必要だ」という話をされていたのが思い出されます。市民推進会議は、サブ的な機関なので、評価する権限があるわけではないけれども、そういう機関を作ったことによって市民目線で情報提供されているというのは、非常に重要だと思っています。</p>
<p>座 長</p>	<p>ありがとうございます。少し整理をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、〇〇委員が一番気にかけていただいている財源の仕分け問題については、実は後で、大きな柱としてご質問しようと考えているところですので、ちょっとお待ちいただければと思います。〇〇委員のご説明のとおり、そういった点を説明する資料が第1期以降ほとんど出てきていないというのは事実ですので、今後提出を求めています。</p> <p>次に、我々が本日説明を受けている資料は、基本的に税調というよりは議会向け、市民向けだという指摘はそのとおりなのです。ただ、独自課税で充てるものだけを我々議論しているわけでもなく、全体の、一般財源と合わせて本当に独自課税が必要なのかを議論しなければいけないので、場合によっては「今はもう緑じゃないだろう」ということもあり得る。他に色々と課題が山積されていて、財源も不足しているし、税収も落ちるしということであれば、他の用途も含めて考える。住民税の均等割の引上げということですから、市民全員にメリットがある充当先ならば可能ということになりますので、目的税の目的を変えることは十分考えられることです。この点については、少し極端なことを申し上げましたけれども、13年間の評価や、あるいはこれからの予定についても、我々は口を出していかざるを得ない。横浜みどり税だけを見て良い悪いを議論することはできませんので、そこのところはご理解をいただければと思います。</p> <p>次に、市民推進会議についてですが、市民推進会議はサブ的な機関ではあるが重要な機関であるとおっしゃったとおりで、横浜みどり税の創設当初に「絶対に必要です」と言って作っていただいたわけです。それが機能しているのかどうか。今回説明された事業評価は、市民推進会議に報告しているからいいのだというような説明があったので、やはりそこは引っかけます。逆に市民推進会議の方からすると「我々は説明を聞いても何も権限がないのです」というお話なので、結局、最後は議会によるチェックとなるわけですが、議員さんのほうでも我々と同じように「これは誰が評価しているのか」と疑問を持つであろうし、評価の中身も疑問を持つ方もいるのではないかと。</p> <p>他の委員の方はいかがですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。何点か質問ですが、まず一点目として、資料1-4について、横浜みどりアップ計画で13年間で1,013haを指定できたというのがまずあります。他方、目標値を見ていくと、全部足すと1,900haくらいの目標が設定されている。ということは、900ha、つまり半分くらい目標を達成できてないという理解もできると思ったのですが、なぜ半分しか目標が達成できなかったのか、達成できなかった原因がどこにあって、これからそれをどう改善しようとしているのかということ、まずはじめに聞きたいところです。</p> <p>二点目として、A評価、B評価、C評価というのがありますが、C評価はなかったということなのですが、B評価は概ね達成できているということだからもういいと言えばそうなのですが、B評価からA評価に上げるために何かできることを検討でき</p>

	<p>ないか。</p> <p>三点目ですが、これはやや理想になってしまうけれど、でも大事なトピックとしての質問です。ちょうど今、エジプトでCOP27で温暖化対策の会議をやっていますが、やはりこれから気候危機がもっと深まっていく中で、各国がどれだけCO2を削減できるか。2030年までにネットゼロが目標ですので、その中で森によるCO2吸収効果というのはあるだろうと思っています。シンクって言っていますが、つまりこのみどりの計画によって、CO2がどれだけ吸収されていて削減に繋がっているのかという数値まで出せれば、これは説得力あるなというふうに思います。確かに温暖化を止めなければいけない、CO2を減らさなければいけない。そこにこのみどりの計画が貢献しているのだったら、税金を払う価値があるなと市民としては思うかなと思うのです。難しいかもしれませんが、そういう数字が示せれば素晴らしいなと思いますので、見解をお聞きしたいなと。</p> <p>四点目ですが、地球温暖化の問題と同様に、現在大きな話題になっているのは、日本ではいま話題になっていないのですが、生物多様性についてです。気候変動の話の次に来るのは生物多様性と言われていまして、森を維持、増やすことによって生物多様性に対してどれくらい貢献できているのか。これは数値化する話なので非常に難しいと思うのですが、そういうことに関して、これから検討できるのかどうかについてもお聞きしたい。</p> <p>五点目ですが、水田に関して、今、水田が減ってきているが、一番大きな問題は後継者がいないことであるということなのですが、その問題は横浜市だけではなく日本全国そうなのだと思います。こういう後継者問題を何とかしないと水田はなくなっていくことは間違いないと思います。これへの対策について、みどりの計画の一環としてやってよいのか。もしやってよいのだったら、どういうことができるかということも聞きたいと思います。</p> <p>最後に、みどりとか農園とか農業に関して、セラピー効果が注目されています。例えば、精神疾患を抱えている方が農園などで働くことによって、精神疾患がよくなるというデータが相当ありますので、例えばみどりの計画の中で、ただ農園を増やすということだけではなくて、そういう副次的な効果があることを入れていくことはできないかを教えていただきたい。</p>
<p>座 長</p>	<p>ご質問ありがとうございます。地球温暖化や生物多様性に関しては、多分、環境創造局さんも答えにくいだろうと思います。CO2の問題や、生物多様性の問題は、もっぱら森林に関して発言されます。つまり森林の整備がそれらの問題の解決や緩和に役に立つといった形で。例えば国税も含めて森林環境税の方の議論で、環境省などが言っているのですが、本当に役に立つのかどうか証明されない。本当にデジタルも含めて一番難しいところです。しかも横浜には森林はごく少ないので、みどり税の対象も森林とは今まで言っていません。したがって横浜みどり税とCO2や生物多様性の問題というのは少し離れた議論になりますので、おそらくお答えにくいし答えられないと思いますので、そこはご理解いただければというふうに思います。環境創造局さん、いかがでしょうか。</p>
<p>政策調整部長</p>	<p>はい。</p> <p>まずは、資料1-4の緑地保全制度の指定のところになります。第1期目が1,119haに対して、たしか600ha弱だったかと思います。御指摘のとおり、確かに目標には100%は達していないという状況がございます。これについては、特に1期目から2期目にあたっては、目標値は下がっているのですが、やはり冒頭の説明で言いました</p>

		<p>ように、状況としては、かなり大きい樹林地については指定が大分進んできた。1期目のときは全地権者さんに対して意向調査を一斉に送ったりとか、色々働きかけをしましたので、ご覧のとおりだいたい年100ha平均ぐらいの指定ができていました。それでも目標には届かなかったのですけれども。</p> <p>その後、指定が進んできて見えてきた状況として、大きいまとまりのある樹林地の指定が進んでいくと、一つ一つの樹林地の対象が小さくなっていくというのがあります。そうすると、言い訳がましく聞こえるかもしれませんが、大きい樹林地でも小さい樹林地でも、所有者の方と交渉して保全するためにかけるエネルギーというのは、実績値とはリンクしない。どうしても一件当たりのエネルギーは一定量かかってくるというところがございます。ですので、指定の対象が小規模化してくると、面積の実績としてなかなか積み上がってこないということがこのグラフに如実に表れていて、2期目・3期目ということで小さくなっています。</p> <p>また、3期目について言うと、これも自分どもの評価でも振り返ってはいるのですが、やっぱりコロナの影響がどうしてもありまして、所有者の方と交渉を直接するというのが中々できないという時期がしばらく続いたというのがあります。その辺りの事情が指定が少し進まなかった原因というふうに私どもは分析しております。</p> <p>土地所有者の方が樹林地の指定を受ける等の保全を進めていく上での課題は、一つは相続税、相続が発生したときに買い取ってもらえるのかという不安についてです。そこについては、今は横浜みどり税をいただいておりますので、ある程度の安心感はおそらく得られていると思います。ただし、相続発生までの間も持ち続けていただくための維持管理というところ、特に最近は気象災害も激甚化していて、雨が降って山が崩れるといったことも頻発化していますので、樹林地を持ち続けることの不安というのがどうしてもある。それへの対策として、1期目から2期目、2期目から3期目で充実していくことで、ご理解を得られるように少し手厚くするというか工夫していく。それによって、計画に比べて少し遅れているところはございますけれども、指定は取り返していくというか、指定を継続的に進め、残っているところを保全していきたいと考えております。</p>
座	長	<p>今の点、いかがですか、ここは一番大事なところなので。この指定の実績のグラフを見ると、誰しも「もう要らないのでは」というふうに思いますが。</p>
委	員	<p>今の説明を伺っていると、私が考えるのは、行政として、今までのやり方をどう変えてその目標達成をするのか、あるいは手間がかかり過ぎるし目標は限界が来ているからこれでいいやと考えるのか、政策的な選択肢が出てくると思うのです。その説明をしていただかないと、「ここまでこうなりました」と言われて、「じゃあ次の期またやりましょう」と言われると、疑問が生じます。これだけパフォーマンスや効率が落ちているのに、続けるのかという疑問が出てくる。</p>
座	長	<p>しかも資料1-4の2ページ目を見るとですね、保全が終わっていないのが1,394haとなっていて、保全が終わった分とほぼ同等にあるとなると。効率が落ちてきていて、かつ今まで13年かかっているわけですから、あと20年ぐらいかかるのかといったことにもなる。</p>
委	員	<p>かつ、この数字をポンと示されると、「まだこれからこれだけやりますよ」と見えるわけです。次の期もロールオーバーさせてくださいというようなメッセージに見えてしまう。</p>
座	長	<p>やはり市民から税金をもらって充てるのであれば、やはり公有地化でしょうというのが我々の当初の考えです。市民から税金をもらっても文句が出ないのは、やはり</p>

	<p>「公有地化を視野に入れて緑を守りましょう」というところでしたので、他の柱に充てるよりはここが一番大事なのです。ですから、このパフォーマンスが落ちているとなると、かなり大問題かと思えます。</p> <p>もう一つ言っておきますと、他の資料に「人口減少・少子高齢化が進む一方で、今後も継続して宅地開発や土地利用の転換が見込まれます。」と書かれているのですが、委員の皆様はご記憶があると思うのですが、我々が最初にこの税金が絶対に必要だって言ったときには、この「宅地開発を止めたいのだ」というのがかなり大きな理由だったわけです。当時の市長、副市長も含めて、宅地開発はもういいから、むしろ緑を守りましょうというお言葉をいただいたので、横浜みどり税を作りましょうということになった、ちょっと原点回帰すると、そういうことが思い出されますので、余計にこの指定のトレンドの落ち方と、保全対象になる樹林地の残りがまだ半分あるというは、かなり引っかかる場所です。環境創造局さん、いかがですか。</p>
<p>政策調整部長</p>	<p>パフォーマンスとしてというか、年間の指定量が落ちているというのは確かにあります。ただそこは、座長もおっしゃったように、最終的に公有地化をするというところが所有者の方の一番の担保というか安心感に繋がっているということで、指定量は今もこの規模を維持してきているというところはございます。</p> <p>あとは、保全対象の樹林地の残りが半分あるという、資料の見せ方には確かになっているのですが、この21年度からの横浜みどりアップ計画をやる以前からも、昭和46年頃から、特に今よりも宅地開発がもっと急速に進んでいた時期に、同じような議論で緊急的にとにかく緑地のこれ以上の減少を止めなければならないということで、そのときは要綱を作り、今も使っていますが、契約だけを結んで保全していただくというものと、あと「市民の森」という制度で、やはり契約を結んで残していただきつつ、その森を楽しんでいただく、利活用できるようにしようというのを、市として緊急的にやってきたという歴史がございます。</p> <p>ですので、未指定の樹林地の残りがまだ半分あるということではあるのですが、横浜みどり税の創設からの13年間とみどりアップ以前とを比べると、やはり平均して3、4倍のスピードで指定が進めてこられています。私たちの姿勢としては、残っている樹林地の全てになるかはありますが、できるだけ保全をしていきたい、この形での指定を進めていきたい。効率的な進め方といったことについては、私どもも色々考えながらやってきておりますが、先ほど申し上げた維持管理のところをいかにサポートするか。実際に維持管理の助成というのはやっていて、助成の件数も伸びている。裏を返せば、そういったニーズが所有者の方の一番困っているところだということでもあるのです。また手続きが簡略化できないかとか、色んな形を考えています。あとは台風の時期で被害が出たときの対応といったことを、細かく私どももニーズを拾いながら、指定の実績をより伸ばしていけるように取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>いまのご説明はとてよよくわかります。そういう説明をしてもらった方がいいと思います。</p>
<p>座長</p>	<p>そうですね。そういう説明をするのと同時に、やはりそれがわかるような資料を作っていたらいいかなと。</p> <p>何も意地悪をしたいわけではなく、市会で当然突っ込まれるだろうところをチェックさせていただいているわけです。さもないと「税制調査会が確認したのものとしてこんな資料が出てきた」などということになると、我々の恥になりますので。事前にしっかりチェックさせていただいて、税だけではなくて、少し全体にまで口を挟んで</p>

	<p>いるわけです。おそらくこの資料をこのまま見たら、我々がいま言っているような疑問が出てきます。パフォーマンスが落ちていてまだ残りがこれだけあるのか、13年前と宅地開発の状況が本当に変わったのか変わってないのか等も含めて、そういう資料を全体として出していただかないと困るわけです。2期やったらそろそろ終わりでしょうというのが普通の風潮ですから、3期目から4期目にもし進むのであれば、しっかり納得できる資料をお作りいただきたいなと思います。</p> <p>先ほどのご質問の2点目、事業の評価についてですが、私は事業ごとに個票で出していただいて、基準を見ない限りはなんとも判断がつかないと思いますが、どうでしょうか。資料1-1の3-2のところですが。</p>
政策調整部長	<p>はい。資料1-1の3-20、21ページをご覧ください。個別の施策になりますけれども、3-21ページに私どもの自己評価で総合評価Bとなっておりますが、これをどのようにしてA評価に伸ばしていくのかというご質問の趣旨だったかと思えます。</p> <p>この報告書自体の作り方ですが、左の3-20ページで、先ほどからの議論にもあった実績の評価をした上で、右が3-21ページの3か年の評価・検証ということで、4つぐらい丸がついておりますけれども、一つ目でいうと、ある程度取組を進めることができた。2つ目も、アウトカムとして、箇条書きの一番最後のところで課題の解決や団体の活動のスキルアップに寄与しましたという評価をしております。ただ、4点目として、今後も安全かつ幅広い森作り活動を行っていただくために団体への研修等の支援を継続させていくことが必要であるということです。このあたりは、他の施策、取組についても同じような評価をしております。評価だけではなく検証をするということで、あくまでこの5か年の5分の3のところでの振り返りではありますが、残りの4、5年目については、ここを伸ばしていきたいというところを、それぞれの取組ごとに検証し、次年度の施策の進め方について、それを反映させていくということを毎年度繰り返してやっている。いわゆるPDCAを回しつつ、B評価からA評価にできるだけ上げていこうということで、取組を進めているところです。</p> <p>あわせて、市民推進会議については、附属機関と市会との関係というのはありますけれども、市民推進会議の方でも評価・提案ということで、やはり市民目線で見ているというふうに事業の取組を見直した方がよいというご意見をいただきますので、そういったご意見と自己評価での検証を踏まえて、次年度の取組を見直していく、必ずその改善を進めていくということで取り組んでいるところです。</p>
座長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>わかりました。それぞれの項目の最後に「今後の課題」というのが出ていて、そこに書かれていることをやっていくというのが明確になれば、意味がある評価だと思うのですが、そういう記載があるところとないところがあるので、記載がないところに関しては、もし可能であれば付け加えるとより良い、今後につながる前向きなものになるかなと思います。</p>
座長	<p>評価に関してですが、例えば、今ご説明いただいた3-20でいうと、評価の基準になっているのは進捗率なのですか。この66%というのは。ベースになっているのは進捗率ですか。</p>
政策調整部長	<p>左側の3-20の、進捗率と、事業費の進捗率と、あとこの3-21ページの総合評価のところは、その状況に応じてといいますか、多少定性的な評価も入れて、その目標に対しての貢献度や、サービスを受けている市民の方からの評価とか、数字には表せませんが、そういったものを加味して総合的に評価をしてBというふうの評価をしているところでございます。</p>

<p>座 長</p>	<p>私も様々な行政改革に関する協議会や懇談会において、事業評価や外部評価をしてきました。行政による取組の効果を計ることは本当に難しく、利益でいくらという金額で出せないからこそ、政府・行政がやっていることだとも言えるわけです。ただ、典型的な評価基準として、例えば3-20ページの進捗状況にあるように目標回数に対する実績の進捗率だけでみてしまうと、回数さえこなせば順調に進捗しているという評価に当然なります。しかし、効果を計ることが難しいからこそ、もう少し丁寧に説明をしていただかないと、中身は問わず回数だけで評価して良いのかなど、突っ込むところはいくらでもできてしまいます。先ほどから少し厳しい言葉で役所の自画自賛と申し上げていますが、この点は市会でも指摘されやすいところかと思しますので、本当に丁寧に説明していただく必要があります。</p> <p>繰り返しになりますが、これまで13年間も続けてきて、仮に、さらに延長し20年まで取組を今後も続けるのかという議論をすることになるのであれば、なおさら慎重かつ丁寧に説明していただかないと、我々税制調査会も含め、続けていきたいと思います。私からはまず、今後の資料作りと説明内容について、時間をかけて準備いただくようお願いしたいと思います。</p> <p>先ほどの委員ご質問のうち、3点目（CO2吸収効果）と4点目（生物多様性）について、私からは森林環境税の議論ではないかと申しましたが、環境創造局のご回答はいかがでしょうか。</p>
<p>政策調整部長</p>	<p>はい。森林のCO2吸収効果に関しては、地球温暖化対策として、国の計画改訂に伴い、横浜市の地球温暖化対策実行計画の改定を進めており、次の市会で原案をご審議いただく予定となっております。委員ご指摘のとおり、樹林はCO2を吸収していますが、それを定量的に評価することは難しいと考えています。施策立案に活用するためには、樹林の緻密なデータを積み上げる必要がありますが、そういったものが中々ない状況です。一方で、横浜市の実行計画の中では、いわゆる地球温暖化の適応策ということで、樹林地があることにより、昨今の夏場のような厳しい暑さも、樹林地の周辺では緩和されるというような、温暖化が進行してしまった後の影響緩和の効果があると言われており、私どもが進めている樹林地の保全も適応策の一つの項目に含まれています。そういった点では、地球温暖化対策ともリンクしているところがあると考えています。</p> <p>生物多様性に関しては、やはり定量化がとても難しく、こういった取組をすれば、どのようなアウトカムがもたらされ、それが生物多様性に繋がっていくのかなどの共通認識が持ちにくいところではあります。私どもも生物多様性については、横浜市の環境管理計画の一部に、生物多様性に関する行動計画が含まれています。樹林地の保全が、生物多様性に全く無関係かというところではなく、樹林地は生物の生息場所にもなっていますので、その保全を進めるという事業の根幹のところは、生物多様性にも貢献していると考えています。また、保全した樹林地の維持管理についても、放置したままにしていると、やはり生物相としては弱くなっていくところがありますので、適宜人の手を加えて、昔の里山のような管理をすることで、多様な生物が棲みつくことができるということもあります。樹林地の維持管理については、そのような視点も持ちながら、みどりアップ計画の中でも関連する取組を進めているところです。</p>
<p>座 長</p>	<p>今ご説明いただいた地球温暖化の緩和策や生物多様性と樹林地の関連性については、あまり表立ってアピールをしてしまうと、逆に突っ込まれる可能性もあると思います。森林環境税もそうですが、謳い文句だけではないかと言われないう、あまり前面に出さないほうが良いのではないかなという気はします。</p>

	次に、5点目（農業）のご質問について説明をお願いします。
農 政 部 長	農政部長の内田でございます。資料の1-4のスライド15、水田を維持していく上で課題に感じることにについて、土地所有者意識調査の結果ですが、一番上に、後継者の育成とありますが、実は後継者の候補者は、横浜は結構いるという状況です。アンケートを取ると、後継者がいると答えた方が3割、いないと答えた方が3割、わからない、ちょっと今の現段階ではわからないという方が4割という状況です。その4割の方々に個々に当たると、やはり水田に限らず農業の収益性の確保が難しく、今後もやっていけるだろうか、どのようにやっていこうかという悩みを持った方が結構いらっしゃいます。それらの方々が、やはり農業というものを、この横浜の中で一生懸命頑張っていたきたい、ということで支援していく取組を、一般会計あるいは一般会計の繰入金を活用して進めているところです。具体的には、生産性を向上するための基盤整備や、あるいは一定の認定を受けた方が農業用機械の生産性を高めるための農業用機械の補助などの支援を行っています。また、担い手の高齢化などの状況もありますので、農外からの参入も含めた担い手の育成といった観点でも取組を行っています。これらの農業施策には、みどりアップ計画外のものもありますが、みどりアップ計画における取組との合わせ技のような形で、力を入れて進めているところです。
座 長	ありがとうございます。我々も、当初、水田を視察し、横浜における農業の実態についても見た上で、これはどういう形でみどり税との触れ合いができるか、関わりできるのかということをご慎重に考えさせていただきました。今ちょうどご説明いただいたように、間接的な支援という形はあり得るけれども、やはり直接的な支援は農業従事者の方への所得付与になってしまう恐れもありますので、ここは慎重にいきましょう、やめましょうというのが結論です。この点については、改めて確認をさせていただければと思います。 委員からの最後のご質問、6点目（農業の多面的な機能）について説明をお願いします。
農 政 部 長	最後にご質問いただいた、農業の多面的な機能につきまして、農業セラピーといった直接的な言葉ではありませんが、委員ご指摘のように、単に生業としての営農というだけではない側面もございます。例えば、社会福祉関係の団体の方々が農業に参入し、福祉活動をしながら、知的障害のある方々が農業に携わり、採れた食材を使ってレストランで料理を提供するとか、あるいは、高齢者福祉団体が福祉活動の一環として農業活動するといった事例が、横浜ではおよそ10者ほどあります。法人格があれば農業参入することができますが、いわゆる生業としての農業経営という側面だけでなく、事例のように農業の多面的な機能に着目して参画されている方もいらっしゃいますので、そういった方々も含めて、農業の貴重な担い手を確保していくよう、引き続き、力を入れて取り組んでいきたいと考えております。
座 長	はい、ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。
委 員	最初の樹林地の保全の関係に戻りますが、資料1-4のスライド5-7の各事例について補足説明をお願いしたいと思います。まず、スライド5ページは、特別緑地保全地区について、青い枠で既に指定済みの樹林地があって、更にそれに隣接する赤い枠の新規指定を行うことができたという成功事例という理解でよろしいでしょうか。一方で、スライド6、7ページは、樹林地の保全の指定が出来ていないうちに宅地開発されてしまったとか、他の用途に転換されてしまった事例ということでしょうか。
政 策 調 整 部 長	はい。
委 員	まず、一点目として、スライド6、7ページでそれぞれ比較されている航空写真

	<p>は、それぞれ平成26年と令和元年の状況ということで、その間が5年間ほどありますが、なぜこの2つの事例に関しては樹林地の保全が進まなかったのでしょうか。これは、スライド3にあるとおり、保全済みの樹林地が全体の50%程度に留まっており、保全のスピードが落ちているのには何らかの理由があるのではないかとこの観点で伺っています。この2つの事例については、具体的な状況として伺いたいと思います。また、他の委員からもご意見があったように、樹林地の保全について、これから先もっとアクセルを踏むのか、それとも様子を見るのかという難しい判断に当たって、単に緑を増やすだけではなく、保全に値すべきところが残っているかどうかや、樹林地の保全に係る金銭的負担感などにより土地所有者の理解を得られていないような状況があるのかといったことについても教えていただきたいです。個人の意見ですが、樹林地の土地所有者の方々にとっては、相続時など何かあった際に確実に市に買い取ってもらえるのかが主な心配事なのではないでしょうか。環境創造局の説明では、維持管理のための助成を行っているということですが、どのような理由で土地所有者の方がそのような心配をされるのか、分かる範囲で結構ですので教えてください。</p>
<p>政策調整部長</p>	<p>はい。資料1-4のスライド5~7のうち、まず、スライド5は、まとまりのある保全済みの樹林地間の抜けているところを追加で指定することで、繋がったより大きなまとまりのある樹林地として保全することができた事例の紹介です。同じような他の樹林地についても、同様により大きなまとまりのある樹林地として保全していきたいと考えています。</p> <p>スライド6、7ページについては、それぞれ樹林地の保全がうまくいかなかった事例ですが、ここでご説明したかったのは、今後こういったところがないように樹林地の指定をしていきたい、保全をしていきたいということです。一点目の6ページで言いますと、市街化区域の樹林地が宅地化されてしまったというケースです。市街化区域ですと、開発の規模にもよりますが、開発事業者が通常必要となる手続きを行えば、問題がない限り許認可が下りて、その開発が進むというものになります。私どもとしては、そのような開発の計画前に樹林地の土地所有者に働きかけをして、開発を進めるよりも、緑地保全制度による指定を受けて保全をしていただくようにするのがベストだと考えております。開発に関する情報を事前に捕捉する仕組みはいくつかあるのですが、全てをカバーするものではなく、市街化区域ですとどうしてもこういった事例が出てきてしまいます。</p> <p>7ページの市街化調整区域の場合ですと、市街化区域とは対照的に宅地開発は基本的に難しくなりますが、この事例では、墓園などといった市としても必要な施設ということで、調整区域でもそのような施設は作ることができてしまうというものとなります。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、未指定の民有樹林地、これからのターゲットのところでも、今伺ったようなケースが生じるかもしれないということですよ。</p>
<p>政策調整部長</p>	<p>はい。そのようなケースも起き得るのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>市街化区域、市街化調整区域内それぞれにおけるそのようなケースの発生率はどのようなのでしょうか。6ページの事例では、平成26年と令和元年の5年間のうち相当早い時期又はそれ以前に開発することが決まっていた可能性もあるのではないのでしょうか。</p> <p>未指定の樹林地について、どのような土地が後残っているのかを教えてください。</p>

座 長	<p>今委員がおっしゃったことが、一番我々が見たいデータといいますか、一番最初の第1期の前は、緑被率という言葉を使って、横浜市全域の地図で、どこの緑を守る、どこが危険かのような、ちょっと恣意的にはなるのですが、地図上で色分けまでしてやりました。当然、市街化区域、市街化調整区域とで分けてやっていたのですが、そういった資料があると、今の委員のご質問に対して明確にお答えできるのではないのでしょうか。あとは個々の土地所有者の事情にもなってきますから、それ以上立ち入ることは難しいかもしれません。ただ、我々からするとこのように事例をピンポイントで見せられると、資料1-4のスライド5-7は確かに事実に基づくものなのだろうけれど、他はどうかといった疑問が出てきます。ですので、できれば全図が欲しいと思います。これまで13年かけてどれぐらい樹林地を保全できたのか、どの場所かが分かるように、今まで蓄積してきたデータは、透明性をもたせて出させていただきたいと思います。</p>
委 員	<p>宅地開発されてしまった事例については、もしかしたら環境創造局の皆さんが、約5年間の間に様々な働きかけをしていたにもかかわらず、土地所有者とディベロッパーの間で開発が決まってしまう、結果的には取組が奏功しなかったということもあるかもしれません。</p> <p>繰り返しになりますが、樹林地の保全について、これから先、アクセルを踏むのか、やめるのか、様子を見るのかなど様々な選択肢があると思いますが、あとどういった土地が残っているかを教えていただいた上で、保全の取組をどのくらい延長すれば目標が達成できるか、またどのくらいのコストをかければそれが達成できるのか、といったことが分かるかと議論しやすいのではないかと思います。</p>
座 長	<p>次回の税制調査会でご報告いただく予定の、今後の緑の取組に関する計画において、委員ご指摘のような保全に関する目標などについて具体的な説明があることが望ましいですね。そうでない場合は、本日の話を蒸し返さないといけなくなるかもしれません。</p>
委 員	<p>それは、資料1-3の「検討の方向性について」ということですか。</p>
座 長	<p>そういうことです。この先どうするのか、どこまでやるのか、未指定の樹林地が残る半分あってということになると、あと何年続けるのか、その間に他の行政需要、財政需要も当然ありますので、子どもや医療などに関する施策にしても、そういうものとの兼ね合いでどう緑を守っていくのかという政策判断をどうしていくのか。他の施策との兼ね合いといった政策判断について我々税制調査会に権限はありませんが、ただ我々は、その判断のための材料をお出しして、市会の先生方を含む市民の皆様にご説明する責任があると考えているところです。</p>
政策調整部長	<p>これまでに指定した樹林地のストックについては、本日の資料では、「保全済み」のものと「未指定の私有樹林地」という大きな括りでお示ししていますが、座長からもありましたように、いま市域図の中に指定済みの樹林地を落とし込んだ図面を作っているところです。それを見ると、指定がどこまで進んできているのか、未指定の樹林地はどのようなところか、ということが見ていただけるかと思います。また、委員からご指摘がありました、市街化区域か市街化調整区域かという区分も、当然属性として把握しております。</p> <p>土地所有者への保全の働きかけは、施策目的達成のためにスピード感を持って効率的に動くことができるよう、優先順位付けや様々な視点からの分析をしながら取組を進めていきたいと考えています。</p> <p>ただ、やはり難しいと感じるのは、土地所有者の方の意向であり、私どもとして</p>

		<p>は、樹林地の指定を受けていただくと、少なくとも固定資産税が軽減されたり、維持管理の助成があったり、後は相続など不測の事態が生じた場合には、この取組の根幹である公有地化をしていくという、様々なメニューをもとに指定を受けていただくようにおすすめはしているものの、土地所有者の中には指定を受けないまま樹林地を持っている方もいらっしゃいます。これは、土地所有者の方の個々の事情によるもので、樹林地の指定を受けていただけるかどうかの判断は本当に千差万別という実感です。</p> <p>委員からご指摘いただいたように、そのような土地所有者の意向以前のところで、場所の属性によって優先順位を付けて指定の働きかけなどを行っていくということは、大事なところだと思いますので、その点からも分析をしながら取組を進めていきたいと考えております。</p>
座	長	当然だと思います。
委	員	<p>今までももちろん努力されて、だけれども例えば一つ一つの区域と言いますか、個々の指定面積が小規模化したり、あるいは中々指定に応じてもらえないような土地所有者の人たちが残っているなど、様々な理由で指定のペースが落ちているだろうと思います。では、今後どう進めるかを考えるときに、もう指定できる見込みがなければ土地所有者への働きかけをやめてしまうとか、目標を下げるというのが一つあるかもしれない。あるいは、目標には意味があるのだから、それを達成するための取組のやり方を変えるというのも一つあるかもしれない。</p> <p>例えば、昔の都銀は、主に我々個人から預金を集めて企業に大口で貸出すビジネスモデルでしたが、バブル後にそれだけでは立ち行かなくなり、消費者金融をグループに取り込むなどして個人融資のノウハウを吸収したといったことがありますよね。ですので、樹林地の保全についても、当初取組で指定できたのは、いわゆる大口、比較的大きなまとまりのある樹林地であったと。しかし、直近の状況や今後の見通しは、そこまで大きくまとまった樹林地ではないということであれば、別に市役所外から不動産買収のノウハウを持ってくるべきという話ではなく、今までやってきたことと違うことをやらないと目標達成できないのではないかと、あるいは、目標自体の設定の仕方が良かったのか、もう一度見直さなければならぬのではないかと思うのです。ですので、その辺りの説明も入れていただいて、今までの取組のやり方を振り返りつつ、一方で、もうパフォーマンスが、ペースが落ちてきているという状況に直面しつつあるのだから、今後のやり方を考えましょと、そういうやり方を考えるということ自体もこの目標を達成するために必要です、と説明していただくとよく分かるのではないのでしょうか。</p> <p>現状、そのような説明はないようなので、未指定の樹林地がこれだけ残っています、それは次の緑の取組でどう考えるかについて、残っていますので継続的な働きかけを進めます、の一言で説明されていると思うのですが、もうちょっとそこを丁寧に、今まで指定ができなかった理由を顧みて、指定や保全の具体的方法も今までと同じではないことをやらないと目標達成はできない、ということは認識していますと説明していただいた方が良いと思います。</p>
座	長	はい、他の先生方はいかがでしょうか。
委	員	<p>はい。樹林地の指定が進まない理由というのが問題ではないかと思っています。説明いただいた13年間の変化のうち、一つは、気候変動が非常に大型な被害をもたらしている状況もあり、そういうところにも緑の価値があると思います。</p> <p>もう一つ、地価の動向はいかがでしょう。関係する土地の地価は上昇していま</p>

		<p>んでしょうか。仮に、上昇しているとする、やはり地主さんもディベロッパーの方に向いてしまうということもあると思います。樹林地について、未指定となっているものについて、その理由をもう少し確認、検討された方がいいのかなと思いました。</p>
座	長	<p>はい、ありがとうございます。その点については他の委員からもご意見をいただいておりますので、各委員からのご意見ということで、よろしく願いいたします。</p>
委	員	<p>今回は、みどりアップ計画の現状やこれからの緑の取組に関する説明でしたので、次回の税制調査会に向けて、関係資料をご用意いただければと思います。</p>
座	長	<p>はい、わかりました、ありがとうございます。私の方から一点、ご質問が出なかったところをお聞きしたいのですが、横浜市のみどり基金について、2021年度末の残高が8億2,700万円となっていますが、これを積み上がっているか、あるいは備えているとみるのか、と両方みえるのですが、この規模についてはまずはどうお考えでしょうか。</p>
政 策 調 整 部 長		<p>規模としましては、1期目、2期目と年度で当然大分幅がありましたが、額としての適正な範囲だと考えています。</p>
座	長	<p>基金の残高は徐々に増えてきているのでしょうか。</p>
政 策 調 整 部 長		<p>昨年度は多少買取りが少なかったのですが、その分の積み上げはあります。</p>
座	長	<p>当然買取りの方から考えると、残高は残るのだらうなと思います。</p>
政 策 調 整 部 長		<p>3か年で言いますと、2019年度は樹林地の買取りが多かったので現行計画の以前からの基金を取り崩して、そのあと少しずつまた基金が戻っているという形でバランスしているというところです。</p>
座	長	<p>およそアベレージでいうと13年間で、大体規模的に言うと現行程度の水準なのでしょう。</p>
政 策 調 整 部 長		<p>13年間の平均水準は別途確認が必要ですが、今回の計画期間で言うと、2019年度時点が約3億円弱、一昨年度が5億円弱で、昨年度が8億円ですので、年2億～3億円増えている状況です。</p>
座	長	<p>わかりました。財政的な観点からも、みどり基金の規模や推移といったデータを用意していただいた方が良くと思います。もう一つ言うと、3期目から4期目、我々今ニュートラルな立場でお話ししていますが、仮に、継続しない場合には、基金の残高をどうやって解消するかというところまで検討することになるかと思います。</p> <p>その他にないようでしたら、時間の関係もありますので、本日はここで区切らせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、様々なご意見をさせていただきましたが、我々自治法に基づいて設置された組織である以上は責任を果たさないといけないと考えております。是非、次回、今後の計画をお示しいただけるようですので、今日は相当厳しい指摘もさせていただきましたが、前向きにお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>では事務局お返しします。</p>
税 制 課 長		<p>次回も引き続き横浜みどり税に関連する検討テーマとしまして、これからのみどりの取組（素案）について、環境創造局から報告を受けてご議論をいただく予定です。また、経済局からは、企業立地促進条例に関して中間報告がある予定です。</p> <p>また、第1回、第2回でご議論いただきました個人住民税の今日的課題については、今までご議論いただきました内容を踏まえて、事務局において座長とご相談させていただきながら報告書案を作成し、次回の会議において委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。</p> <p>次回の会議日程につきましては、別途調整をさせていただきます。本日の議事概要</p>

につきましては、後日送付をさせていただきます。事務局からの連絡事項は以上です。どうもありがとうございました。
では、以上で本日の会議を終わらせていただきます。